

防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会

(第2回)

議事要旨

1. 日時

令和4年3月24日(木) 13:00~15:00

2. 出席者

有識者 [稲継座長、石井委員、岡本委員、神原委員、佐藤委員、村野委員 (五十音順)]

自治体 [岡村委員、永澤委員、中村委員 (五十音順)]

関係省庁 [五味官房審議官 (防災担当)、消防庁 (国民保護・防災部防災課) ※、警察庁 (警備局警備運用部警備第二課災害対策室) ※、厚生労働省 (大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室) ※、個人情報保護委員会事務局 ※、デジタル庁 (国民向けサービスグループ) ※]

※オブザーバー参加

3. 議題

- (1) 開会
- (2) 第1回検討会における主な意見について
- (3) アンケート・ヒアリング結果概要について
- (4) 個人情報取扱指針の論点・スコープ案について
- (5) 安否不明者の氏名等の公表について
- (6) 閉会

4. 議事要旨

「第1回検討会における主な意見」、「アンケート・ヒアリング結果概要」、「個人情報取扱指針の論点・スコープ案」、について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 論点が多岐にわたり、いずれも重要であると考え。個人情報保護法以外の法律も含まれており、関連する法律などの調査も進めていく必要がある。
- 平時と災害時では、個人情報の適切な取り扱いの考え方が異なると思う。今回の指針策定においては、災害時の場合に個人情報保護関係の法令をどのように解釈するかが重要と考える。例えば、本人に同意が取れないことや第三者に提供してよいかなど、特殊事情をどう解釈するかが大きな問題になると思われる。行政機関が個人情報を利用提供する場合に

において、「本人以外の者に提供することが、明らかに本人の利益になるとき」の解釈をどうするか、どこまで特殊事情を考慮していくのか等を考える必要がある。

- 災害というひとくくりにしてしまうことにより、検討のイメージがつきにくくなるのではないかという懸念がある。今回検討する際の懸念事項は、地震、津波、水害など災害の種類によっても必要な対応は異なるため、考慮すべきと考える。指針において、「状況や場合に応じて」とした記載では、現場では判断に迷ってしまい、活用できないものになってしまう可能性が高い。医療の現場でも、コロナ禍で時間が限られた中での同意を取ることの難しさや医療と災害の線引きの難しさを感じているところ。
- 資料3の①（避難者行動要支援者名簿等の作成、活用等）はまさに重要な論点になるが、防災の分野の観点からいうと、防災部局や福祉部局など名簿情報を所管する部署のみならず、複数部署が適切に個人情報情報を事前共有して災害対応準備をしておく必要があり、災害対策基本法第49条の11第1項、第2項の視点も重要項目に加えるべきと考える。内閣府「避難者行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」でお示し頂いている部分もあると思うが、まだまだ名簿情報の庁内利用に課題があるという認識であるため、事前の名簿情報の共有を含む利活用シーンが明確になるよう、今後、整理すべき項目として設けて頂きたい。また、資料3の⑪～⑭もしっかり項目立てして頂きたい。特に、「災害関連死」を認定するための災害弔慰金支給審査委員会で利用した資料には多くの情報が残る。そこで、改正個人情報保護法第69条を踏まえ、それらの情報を国などが適切に集積して分析する前提条件を整えるために個人情報の収集活用について明確なルールを定めていく必要があるので、⑩（災害対応記録・検証の作成、活用等）又は新しい項目で「災害関連死」に関する情報の共有の検討も論点として加えて頂きたい。
- どれも大切な論点であるが、実災害の経験からすると、資料3の⑫（在宅避難の把握・支援への活用）に関して、在宅避難の方を把握するためには、特に、障害者については、相談支援専門員等の関係機関の方々と一緒に同行しなければ、どこにどのような人がいるのかわからない。また、支援団体等が被災地に入った際に、情報共有が図られず支援がスムーズに実施できなかった例があると聞いているため、こうした課題を論点に加えて頂きたい。
- 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者については、県所管の保健所と市町村部局の間で、情報共有がなされていないという報道もあった。その後、厚生労働省から対応を求める通知がなされたが、個人情報の共有・理解が必ずしも各部署に浸透していないという課題があるので、個人情報保護法の基礎的な研修の在り方等も検討項目として頂きたい。
- 本人やご家族の同意が取れるケースと取れないケースを分けて考える必要がある。個人情報を活用する際に匿名化する必要があるが、災害時においてそのような対応をすることは、難しいケースも考えられることから、現実的な方法を検討・評価する必要がある。また、個人情報の話は、どうしても利活用と保護のバランスを図るという話になりがちだが、技術側の視点では、データを加工する方法や共有を制限する方法で対応することにより、相反ではなく、両立が可能と考える。個人情報の利活用と保護は、どちらかが犠牲になるも

- のではないことから、相反するという論点で整理しない方が良いと考える。
- 幅広い分野が論点となっているため、自治体においては部局間で連携しながら、検討していきたい。
 - 災害対応時においては、判断に迷うとあっという間に 72 時間が過ぎてしまうので、自治体においても速やかに対応できるようにすることが重要である。
 - 同一の活用シーンであっても、発災直後と平時は別々に分けて整理して頂きたい。
 - 安否確認について災害時に情報連携が上手くいかず、災害関連死等につながってしまうケースがある。個人情報保護したが故に、個人を保護できなかったケースもある。災害時は、状況は刻一刻と変化することから、その状況にあわせて動的に変化する個人情報をどう取扱うかが重要なポイントと考える。
 - プライバシー・バイ・デザインの発想では、個人情報の保護と利活用のバランスの関係は、50%・50%で拮抗していないといけないという趣旨ではなく、Win・Win の関係を目指すものであり、個人情報の保護と利活用の適切な関係を図っていくことが法の主旨と考える。あくまでも理念の話になるが、生命・身体を守る等、優先すべき利益がある場合は、個人情報の保護が後退したとしても、保護と利活用のバランスが取れており、必ず 50%・50%である必要はないと考える。

「安否不明者の氏名等の公表」、について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 論点として記載されている事項については、基本的に賛成である。9 ページの救助活動の効率化・円滑化のために必要な場合に氏名等を公表するにあたり、法的な整理だけでなく、救助活動を優先するということが社会が受容できるよう努める必要があるのではないか。また、緊急時の個人情報の取扱いについて、事後に検証する仕組みが必要になってくるのではないか。
- 事後に家族の申出があれば、公表を取りやめるとするのはオプトアウト的な手段であり、この手段を対象者に伝えることとセットで考えていく必要がある。
- 死者の情報については、個人情報保護法の範囲で検討した方がいい。
- 7 ページの「特別な理由」について解釈を詰めていきたいが、ガイドラインの①～④は直接当てはまるものではないが、趣旨は十分当てはまるので、「特別な理由」があるときに当てはめてよいのではないか。
- 9 ページの 2 項 4 号の運用について、生命・身体は最も大事に法的に守られる利益であることから、「特別な理由」あるいは「本人の利益」に該当するとして、氏名等公表を実施することが望ましいのではないか。ただし、発災から時間が経過した場合は、プライバシー保護の問題があるので、公表をいったん切るなど、時間の経過は十分考慮した方がいい。
- 家族の同意については、一度公表した情報は回収することが難しいことから、速やかに家

- 族の意思を確認できる場合は確認してもいいのでないか。
- DV 被害者等について、現場での把握漏れを防ぐ手はないのか。
 - 自治体によっては、住民基本台帳以外のシステムに、DV 被害者等に関する情報があるかもしれないが、災害時に確認することは困難ではないか。
 - 閲覧等制限はその場で確認可能である。また、民生・福祉部門で相談があったかを確認することが正しいのかには疑問がある。
 - 安否不明者や行方不明者の情報については、国、県、自治体の各部署などそれぞれの組織同士でリアルタイムの情報共有ができていのかが一番大きな課題となる。情報共有にあたり個人情報保護上の障壁は無いことを国がメッセージを出した上で、情報共有の体制を構築することが重要である。
 - 安否情報は都道府県が集約するのが理想だが、県だけを主体にすると、局地的な災害では対応が遅れてしまう懸念があるので、市町村も独自の判断で情報開示ができるように主体的に動くべきであるということも明確にする必要がある。
 - 安否不明者の氏名等公表は、本人や家族の同意の有無により左右されないべきである。多くの人が捜索に関わる以上、本人の命に加え、救助の危険性・有益性を考えた上で公益性が大きいとして、改正法 69 条が定める第三者提供・目的外利用に該当することを明確なメッセージとして強く出していくことが必要である。なお、公表した氏名等の情報の開示を停止する時期については、捜索の完了する時期などの実務も交えて議論が必要である。
 - 内閣府「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」の考え方に加えて、発災から具体的な時限をもうけて氏名等を公表する定量的な氏名公表タイムラインを自治体が作成することが必要である。
 - 死者の実名に関しても、行政機関はそれらを速やかに記録かつ公表し、行政文書に残しておくべきと考えている。公表後の関係者に対するメディアスクラムや誹謗中傷などは、報道をした報道機関や誹謗中傷を行った者が責任を問われるべき問題であり、行政機関が公表非公表を決定する次元では、家族の同意を要件にするべきではないと考える。
 - 氏名等公表の法的整理について、9 ページの 1 つめのポツには、要救助者ではない者も含まれるため、「明らかに本人の利益になるとき」に該当しない場合もあるのではないかと書かれているが、安否が取れないということは、災害によって要救助者になっている可能性があるため、安否不明者は早く氏名を公表し救助に当たる方が良い。
 - 報道機関が各々で取材をするため、その対応に追われ、現場が困る場合がある。
 - DV 被害者等の確認と安否不明者の判断は横並びで議論するべきではない。災害の現場で DV 被害者等を把握できず守れないことの方が多く、誰が DV 被害者で、その情報を誰が持っていて、どう保護するかを平時から検討することの方が重要である。
 - 熊本県は、行方不明者、安否不明者については、人命救助に資するという点で、住民基本台帳の閲覧等制限がある場合を除いて、公表する方針としている。DV 被害の相談をしていたところへの確認まではしていない。死者に関しては、熊本地震と令和 2 年 7 月豪雨を

経て、原則公開だが、遺族の同意がない場合や住基台帳の制限がある場合は非公表として
いる。県民・国民の知る権利や教訓を社会で共有するといった公益上の必要性、これが個人
の権利利益を上回るかがポイントである。令和2年7月豪雨のときには、報道機関とかな
りのやりとりをし、また、ご遺族の了解のないまま公表されたことへの不満があった。
県の情報公開・個人情報保護審議会の意見も参考に県の考え方を整理した。

- 捜索救助活動に役立つ場合に氏名等公表を行うのはやむを得ないが、報道機関が求めるか
ら公表するという事態は避けるべきである。
- 安否不明者は、都道府県と市町村の調整に時間がかかって救助が遅れることがないよう、
住民基本台帳の閲覧等制限のみを確認し、公表するという明確な判断基準とすべきではな
いか。
- 住民基本台帳の情報だけで被災者を全部把握するのは無理であって、住民票を移していな
い方の情報は、町内会や集合住宅の管理会社、施設管理者から提供頂く必要があるが、そ
ういう方々が個人情報を役所に提供したことに対してペナルティーがない規定にして欲
しい。

**その後、座長より活発な意見交換への謝意が表され、今回の意見を踏まえて次回の検討会
で議論を継続することで閉会した。**